多摩六都広域連携プラン

平成28年3月

多摩北部都市広域行政圏協議会
小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市

みどりと生活の共存圏をめざして
～多摩六都広域連携プラン策定にあたって～

小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市（平成13(2001）年１月に旧田無市と旧保谷市が合併）は、地理的・歴史的、行政的につながりが深いことから、市民が誇りと愛着を持てる豊かで住みよい一体性のある多摩北部地域を実現するため、昭和62年（1987年）３月から多摩北部都市広域行政圏を形成し、個性的で活力ある都市づくりをめざしてきました。

協議会設置以降も、自治体を取り巻く社会経済情勢は変化を続けており、近年では、人口減少及び少子高齢社会を克服するための地方創生への取り組みや、再生エネルギーの積極的な活用による省エネルギー資源循環型の地域づくりの推進、さらに、国と地方の関係が転換期を迎える中で、住民・地域・行政が一体となり、広域的課題に対応しうる新たな枠組みの構築など、様々な課題に直面しています。

こうした課題を含め、自治体単独では解決が困難な課題や行政区域をまたがる課題について、これまで以上に相互協力を図り、圏域として一致団結して取り組んでいくことが求められています。

当協議会では、このような状況を踏まえ、圏域５市の連携・協調の理念及び具体的取り組みを盛り込んだ、「多摩六都広域連携プラン」（平成28(2016）年度を始期とする５か年間）を策定しました。

魅力あふれる圏域を実現するためには、協議会の取り組みはもとより、国、東京都などの公共に加えて、市民や事業者の皆様の協力があって、はじめて可能となります。

圏域住民の皆様には、本プランがめざす「みどりと生活の共存圏」という圏域の将来像と、愛着が持てる豊かで住みよい一体性のある多摩北部地域の実現に向けて、創意工夫溢れる行動をお願いいたします。

最後に、「多摩六都広域連携プラン」策定に際して、多摩北部都市広域行政圏協議会審議会をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様に心から厚くお礼申しあげます。

平成28年３月

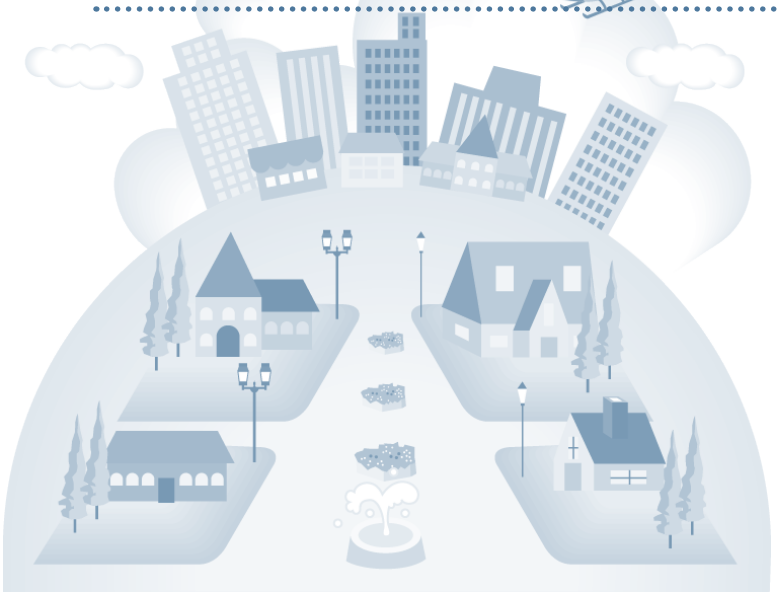

多摩北部都市広域行政圏協議会

会　長	東村山市長	渡部　尚
	清瀬市長	渋谷金太郎
	小平市長	小林 正則
	東久留米市長	並木 克巳
	西東京市長	丸山 浩一

目　次

第１章　序　論 …… 1
第１節　プラン策定の趣旨 …… 3
第２節　プランの位置づけ …… 6
第３節　圏域の将来像とプランの体系 …… 8
第４節　プランの推進方策 …… 10
第５節　本計画策定に当たっての課題 …… 11

第２章　多摩六都アクションプラン …… 15
政策目標Ⅰ　豊かな自然を活かした安全で快適な住環境の整備 …… 18
アクション１　水と緑のネットワークが形成された多摩六都 …… 19
アクション２　地球にやさしい循環型・低炭素の多摩六都 …… 25
アクション３　都市基盤が充実した多摩六都 …… 28
政策目標Ⅱ　だれもが生き生きと健やかに暮らせる地域の創造 …… 33
アクション４　健康的な暮らしを支援する …… 34
アクション５　知性と感性を豊かに育む多摩六都 …… 37
政策目標Ⅲ　各市の連携による利便性の高い魅力ある地域の形成 …… 39
アクション６　多摩六都の魅力を発信する …… 40
アクション７　地方分権に向けての５市の連携推進 …… 47

参考資料 …… 51
多摩北部都市広域行政圏協議会規約 …… 53
広域行政圏計画専門委員会設置要綱 …… 55

第 1 章

序 論

第１節　プラン策定の趣旨

昭和62年以来、様々な広域行政圏施策を推進しています

「広域行政圏」は、一体性のある地域社会の実現、市町村が直面する課題の広域的解決及び国土の均衡ある発展を目的に全国に設置されてきました。

昭和44年度に「広域市町村圏」（概ね圏域人口が10万人以上）が設けられ、昭和52年度には「大都市周辺地域広域行政圏」（概ね圏域人口が40万人以上）が全国的に設定されるに至り、これまで様々な施策が展開されてきました。平成３年３月からは、この「広域市町村圏」と「大都市周辺地域広域行政圏」をあわせて「広域行政圏」と総称しています。

こうした一連の動向の中、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市（平成13年1月に旧田無市と旧保谷市が合併）の５市（以下「構成５市」という。）は、昭和55年から広域行政圏について検討を進め、昭和62年１月に広域行政圏計画の策定とその連絡調整を目的とした「多摩北部都市広域行政圏協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。協議会においては、圏域内で特に広域的に取り組むべき課題について、連携した対応のあり方を定めてきました。

しかしながら、国において広域行政圏施策は平成21年３月末に廃止され、以後の広域行政圏は、構成自治体間の協議の上で自主的に継続するものとなりました。この決定に対し、本行政圏は自主的な継続を選択し、本圏域における施策検討を続けてきました。

協議会においては、これまで「多摩北部都市広域行政圏計画の策定」、「水と緑ウォッチングウォーク」「多摩六都スポーツ大会」「多摩北部５市美術家展」「たまろくとご当地グルメフェスティバル」等、圏域自治体で連携して行う方が効果的と考えられるものについて、広域事業を展開しています。

平成32年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しており、多摩北部都市の振興のために、さらに連携を図った事業のあり方が求められます。

多摩六都

圏域の愛称について

地域に誇りと愛着を感じる圏域の愛称を広く市民から公募し、応募総数842点の中から決定しました。（平成５年３月）

圏域のシンボルマークについて

圏域のシンボルテーマ「みどりと生活の共存圏」を、豊かに実った六つの都市を象徴する果実をくわえた「ひばり」の姿で表現しています。

このシンボルマークは、市民によって選ばれ、平成４年３月に決定しました。

今後も多摩六都の課題に対応するためには、広域行政圏施策が重要です

広域行政圏を取り巻く状況は、いわゆる「平成の大合併」と呼ばれる市町村合併が進展した結果、広域行政圏を構成する市町村数の著しい減少や、組織が存在しない圏域が増加するなど、以前と大きく様相が変化してきました。

このため、国は、行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策について、当初の役割を終えたとして、広域行政圏施策から定住自立圏構想へと施策を転換し、平成21年３月末を持って、約40年におよぶ広域行政圏施策の歴史に幕を下ろしました。

その上で、現行の広域行政圏を維持するかどうかは、広域行政圏を構成する市町村の自主性に任せることとし、現状にあわせて個別に協議・判断されることとなりました。

他方で、近年、住民のニーズの多様化や、国における公務員削減の議論の進行など、自治体が単独で人的労力や費用をともなう事業を行っていくことが難しい環境になってきています。今後、人口減少や少子高齢化にあっても必要なサービスを持続可能な形で提供していくことが求められる中、自治体間の水平連携の重要性はより高まっていくと考えられます。

そうした動きを受け、本圏域では構成５市が協議を重ね、平成21年８月に、社会資本の一体的な整備の促進、少子高齢化を見据えた都市経営への推進、地方分権改革への対応など、大都市周辺地域の都市が抱える固有の課題に対して、これまで以上に相互連携が欠かせないとの結論に至り、今後も連携・協調して施策実現を図っていくこととしました。

広域行政圏施策を推進する意義

○　様々な広域的な行政需要に対応するために、必要性が高まっています。

○　地域の利便性を高めるために必要な道路、鉄道連続立体交差事業などの広域的な都市基盤整備については、依然課題が残されています。

○　圏域の活性化のために、地域の強みを生かした産業の活性化や、地理的・歴史的地域資源の活用等において、連携の必要性があります。

○　地方分権改革が今後も推進されることを見据え、実務上の連携による行政サービスの効率化等が求められています。

協議会の役割

○　構成５市それぞれが、市民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自主性の高い行政主体となるためには、行財政改革や財政基盤の強化などを図りつつ地域特性を活かした独自の施策を展開する必要があります。また、構成５市が互いに刺激しあい、広域的な行政課題に対して連携・協調を深めながら、個性的で活力ある多摩北部地域づくりを進めていくことも必要です。

○　そのためには、課題解決に向けた連携・協調の仕組みを絶え間なく検討し、合意形成を図りながら、広域行政圏計画に掲げる事務事業の展開を通じて、魅力ある地域社会の形成を図る必要があります。

○　このため、協議会では、①単独では解決が困難な課題、②行政区域をまたがる課題、③行政効率や経費面で節減効果が期待できる事務の共同処理など、連携・協調が期待される事案を厳選して取り組むことで、住民が誇りと愛着を持つことができる豊かで住みよい地域社会の実現をめざしていきます。

第2節　プランの位置づけ

「多摩六都広域連携プラン」の策定は、今後の本圏域の施策の方向性を明らかにすることを目的としています。

本圏域を一体としてとらえ、圏域の特性をふまえながら地方分権の時代に適した連携のあり方を定めた計画とするとともに、少子･高齢化、情報化、国際化など時代の状況に対応した地域づくりに資する計画とします。そのために、5市の総合計画や個別計画との整合性や調整を図りながら、連携して行うべき施策を主として定め、圏域全体の発展を目ざします。

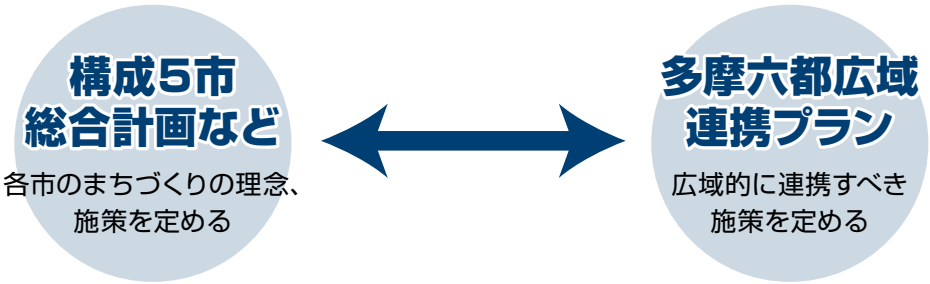

これまでは、国要綱の規定に沿って、基本構想、基本計画、実施計画で構成する計画を策定し、広域行政施策を実施してきました。

【国要綱「広域行政圏計画策定要綱（平成21年3月31日付廃止）」の条文】

基本構想	長期的な圏域の将来像及び施策の大綱を定めたもので、計画期間は概ね10か年度とする。
基本計画	個別の施策項目を定めたもので、計画期間は基本構想の期間以内で弾力的に定める。
実施計画	基本計画を実現する個別事業を定めたもので、計画期間は毎年度向こう３か年度を期間とするローリング方式により策定する。

しかし、広域行政圏策定要綱が平成20年度をもって廃止となっているため、本計画は、圏域に適した構成をとることを目的として、以下のとおりに策定することとします。

【本計画の構成】

○　これまでの「多摩六都広域連携プラン」は、「第二次多摩北部都市広域行政圏計画」の基本構想に対する基本計画・実施計画という位置づけでしたが、本計画において、基本構想・基本計画・実施計画すべてを盛り込んだ一層構成に改編します。

【本プランの計画期間】

○ 「多摩六都広域連携プラン」の期間は平成23年度から平成27年度までの5か年としていたことから、本プランにおいても5か年にあたる平成28年から平成32年を計画期間とします。

計画名称		昭和63年度～平成17年度		平成18年度～平成27年度		平成28年度～平成32年度
		昭和63年度～平成7年度	平成8年度～平成17年度	平成18年度～平成22年度	平成23年度～平成27年度	
多摩北部都市広域行政圏計画	基本構想	→	→			
	第一次基本計画	▶				
	第二次基本計画		▶			
第二次多摩北部都市広域行政圏計画	基本構想			→	→	
	第一次基本計画			▶		
	多摩六都広域連携プラン（第二次基本計画）				▶	
多摩六都広域連携プラン（第三次多摩北部都市広域行政圏計画）						→

基本構想 将来像、施策の大綱を定める（10年）

広域連携プラン 5市の連携･協調による具体的な取り組み（5年）

構成の見直し →

広域連携プラン 5市の連携･協調の理念及び具体的取り組み（5年）

第3節　圏域の将来像とプランの体系

圏域の将来像「みどりと生活の共存圏」をめざします

多摩六都には、雑木林や屋敷林などの樹林地や農地、大規模な公園・緑地などの緑、河川や水路及び湧水などの水辺が多く残り、昔ながらの貴重な武蔵野の原風景をとどめていることと、都心周辺の住宅都市・生活都市である特性を踏まえて、本計画がめざすべき圏域の将来像は「みどりと生活の共存圏」とします。

そして、その将来像の実現のため、以下の3点を基本目標とし、施策を展開していきます。

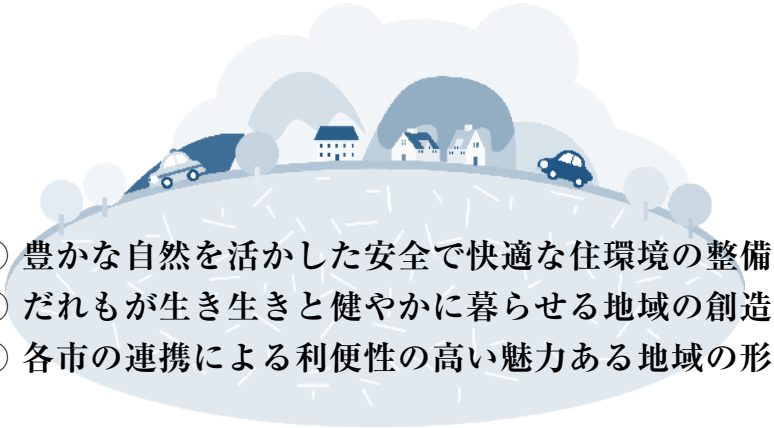

① 豊かな自然を活かした安全で快適な住環境の整備
② だれもが生き生きと健やかに暮らせる地域の創造
③ 各市の連携による利便性の高い魅力ある地域の形成

※ひらがな表記の「みどり」は、樹木、草花などの「緑」に限らず、水辺環境も含めて総称する場合に用いています。

7つのアクションプランのもと、「事業展開」「実行計画」を掲げます

○　地方自治体には、急速な少子高齢化等の様々な社会構造の変化に対応した、個性を活かし自立した地域づくりが求められています。広域行政圏計画の策定において、豊かな緑と住環境を有する本圏域の個性が活きるような、みどりと生活の共存圏をめざして、環境変化に対応可能な柔軟性を持ちつつ、フットワークよく施策・事業を実現できる実効性の高いプランとしていく必要が生じています。

○　このため、市民に最も身近な行政主体として、各市が地域性や独自性を発揮して、自らの総合計画等で位置づける施策については、本プランから除外し、広域行政圏が担う役割を明確にするため連携・協調する行政分野を特定しています。

その上で、①単独では解決が困難な課題、②行政区域をまたがる課題、③行政効率や経費面で節減効果が期待できる事務の共同処理など、連携・協調した施策展開が期待できる行政分野について、重点施策を7つの「アクションプラン」として厳選しています。

○　圏域の将来像の実現には、圏域住民や事業者と協力しながら、様々な取り組みが必要になります。そのため、「アクションプラン」では、その具体的な取り組みの内容を示す「事業展開」を示し、事業の着実な推進を図ります。

アクションプランに位置づける事業

○　連携･協調することによって、特徴ある圏域づくりに寄与するもの。または、共通課題の解決につながるもの。

○　本来、単独市の取り組む事業分野ではあるが、連携･協調して取り組むことによって、事業化及び効率化が図れるもの。

○　共通課題ではないが、連携あるいは協調することにより圏域全体の地域振興に資するもの。

第三次多摩北部都市広域行政圏計画の体系

〔基本構想〕
将来像 ＋ 政策目標(柱)

〔多摩六都広域連携プラン〕
7つのアクションプラン

みどりと生活の共存圏

- **豊かな自然を活かした安全で快適な住環境の整備**
  - 1　水と緑のネットワークが形成された多摩六都
  - 2　地球にやさしい循環型・低炭素の多摩六都
  - 3　都市基盤が充実した多摩六都
- **だれもが生き生きと健やかに暮らせる地域の創造**
  - 4　健康的な暮らしを支援する
  - 5　知性と感性を豊かに育む多摩六都
- **各市の連携による利便性の高い魅力ある地域の形成**
  - 6　多摩六都の魅力を発信する
  - 7　地方分権に向けての5市の連携推進

第4節　プランの推進方策

○　本プランでは、計画（PLAN）・実施（DO）・評価（CHECK）・改善（ACTION）の「PDCAサイクル」による事業展開と進捗管理を行います。

個別事業を定めて毎年度作成していた実施計画の策定は予定していません。個別事業を実施主体別に見ると、協議会は広域行政圏計画策定とその連絡調整を目的とし、一部でソフト事業は行うものの、一部事務組合のようにハード事業などを直接執行する権限を有していないため、本プランの個別事業の主体は各市が基本となります。

○　計画（PLAN）・実施（DO）の主要部分は、協議会が行う一部事業を除き、各市の事業担当部局が計画及び事業展開を図っていきます。担当部局等が取り組むべき目標、内容がわかりにくいものは、協議会において、適宜、懸案事項とする共通課題別に事業担当部局による検討組織（専門委員会等）を設けて、事業の基本的な考え方や方向性、仕組み、基礎的な調査・研究、を検討・協議していきます。

○　評価（CHECK）、改善（ACTION）は、各市の事務事業の推進状況をもとに事業担当部局が適宜実施し、各市の総合調整担当部局を介して協議会で各市の評価結果を取りまとめて、本プラン全体の評価として総括します。

各市において当該事業を行政評価や事務事業評価システムに取り入れている自治体については、上記の評価結果も参考に総括していくことも考えていきます。

２年後に達成状況、目標設定の妥当性などを総括し、必要に応じて修正を行います。

「PDCAサイクル」による事業展開と進捗管理の方法

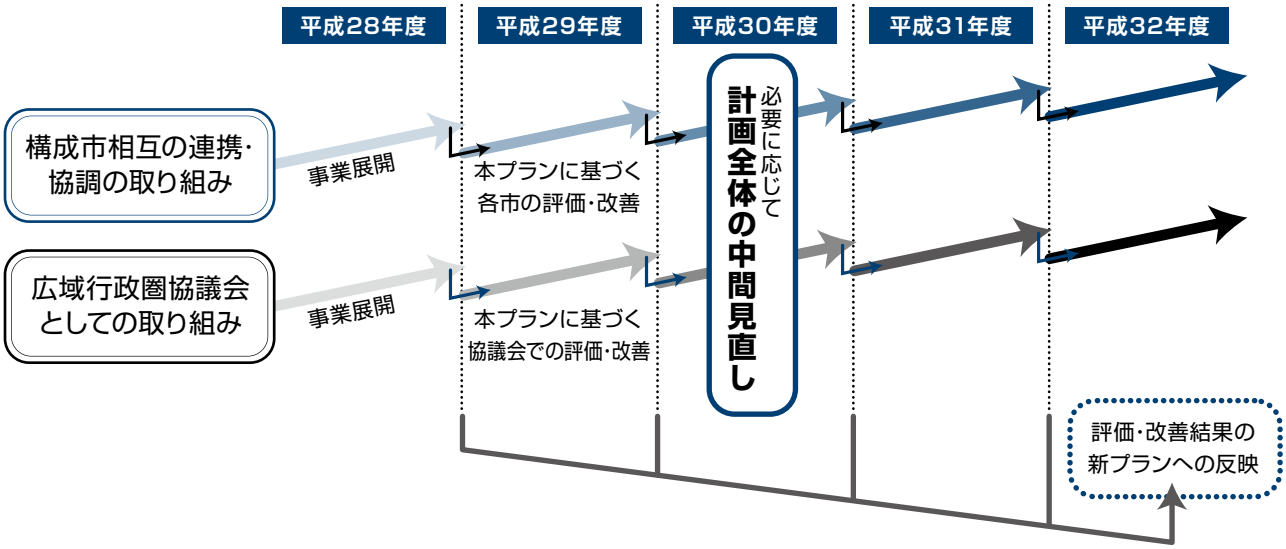

❖「構成市相互の連携・協調の取り組み」、「広域行政圏協議会としての取り組み」をもって、多摩六都広域連携プランにおける相互連携・協調の姿を具体化していくことをめざしています。

第5節　本計画策定に当たっての課題

社会経済情勢の変化にともなう課題

○　わが国の総人口は、平成20年以降減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））によると、平成32年以降は毎年60万人程度の減少から、平成52年以降は毎年100万人程度の減少スピードに加速すると推計されています。一方で、本圏域における構成5市の人口推計は、東京圏ということもあり、東京区部と比較しても大きな減少は見込まれていません。

「日本の将来推計人口」に見られる構成5市の人口推計

	平成22年 総人口	平成52年 総人口	減少率
小　平　市	187,035人	169,464人	▼　9.4%
東村山市	153,557人	154,682人	△　0.7%
清　瀬　市	74,104人	63,228人	▼ 14.7%
東久留米市	116,546人	98,489人	▼ 15.5%
西東京市	196,511人	188,539人	▼　4.1%

しかしながら、本圏域においては少子高齢化が進行しています。直近の国勢調査によると、本圏域の総人口は微増しているものの、年齢3区分で見ると増加しているのは65歳以上であり、少子高齢化が進行していることが分かります。

国勢調査に見られる圏域人口の推移

	平成17年	平成22年	増　減
総　人　口	706,092人	725,074人	18,982人増加（△　2.7%）
0～14歳人口	93,110人	92,127人	983人減少（▼　1.2%）
15～64歳人口	477,761人	475,602人	2,159人減少（▼　0.5%）
65歳以上	135,221人	157,345人	22,124人増加（△16.4%）

参考：国勢調査（各年の人口データより年齢不詳者を除いたもの）

○　わが国の人口減少局面への対応として、平成26年に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、地方自治体においても「人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定することが努力義務とされました。これらは東京圏への人口集中を問題のひとつとして策定されたものですが、東京圏の自治体においては「国際都市」としてますます発展することを目的に、地方の自治体同様に「地方版総合戦略」を策定することが努力義務とされています。したがって、本圏域においても、わが国の人口問題対策への対応を検討することが必要になっています。

○　日本経済・社会のグローバル化の中で、東京都市部である本圏域は、地域間競争の渦中にあると言えます。国内外の他地域との、ヒト、モノ、カネ、情報の交流の中で、成長資源の獲得を図っていく必要があります。

　本圏域は居住環境に優れており、東京圏への通勤の利便も高く、魅力創生のための資源豊かな地域であると言えます。そのために社会基盤整備を行い、自然、文化、学術等の本行政圏の多様な資源を活かし、他地域との差別化、魅力ある地域づくりを推進することが求められます。

○　環境保護や地球温暖化対策が課題となっている中、本圏域においても、再生エネルギーの積極的な活用や、省エネルギー資源循環型の地域づくりを推進することが求められます。

○　地域分権のさらなる進展、地方自治の新たな枠組みが模索されている中で、基礎自治体としての市町村の役割・責任はより強いものになっています。国と地方の関係が転換を迎える中で、住民・地域・行政が一体となり、広域的課題に対応しうる枠組みの構築が求められます。

現行計画の成果

多摩六都広域連携プラン（第二次多摩北部都市広域行政圏計画）の成果については、以下のとおりです。

アクションプラン 1　水と緑のネットワークが形成された多摩六都

- 平成 23 年度「多摩六都みどりの交流会」実施。
- 「水と緑ウォッチングウォーク」の毎年開催。
- 平成 23、24 年度、保存樹木等補助事業を実施。

アクションプラン 2　地球にやさしい循環型・低炭素の多摩六都

- 共同資源化事業の実施に向け、検討を進めた。
- その他各市が個別に、太陽光発電システムや電気自動車等を導入。

アクションプラン 3　都市基盤が充実した多摩六都

- 東村山駅付近の連続立体交差事業着手。
- 久米川駅バリアフリー化工事実施。
- 都施行による幹線道路の整備。
- その他各市都市計画に基づき、順次着手。

アクションプラン 4　健康的な暮らしを支援する

- 平成 23、24 年度に、多摩六都スポーツ大会事業として、ゲートボール大会を実施。
- 定期予防接種および任意予防接種の相互乗り入れを実施。
- 「スポーツ祭東京 2013」において、以下の取り組みを実施。
  ① ＰＲのための圏域ガイドブックの作製。その他ポスター、チラシの配布。
  ②「開催 100 日前イベント」や「炬火イベント」など事前イベントの情報共有。
  ③ 協議会ホームページに特設ページを開設。ラジオでの各市担当者のＰＲ。

アクションプラン 5　知性と感性を豊かに育む多摩六都

- 多摩六都科学館に指定管理制度を導入。
- ５市持ち回りで「多摩北部５市美術家展」を実施。
- 平成 24 年度より、５市全てが図書館共通利用カード方式を採用。

アクションプラン 6　多摩六都の魅力を発信する

- 「たまろくとご当地グルメフェスティバル」の開催。
- 「スポーツ祭東京2013」の開催に合わせた、圏域マップ（観光スポットの案内等）の作成。
- 協議会ホームページ再構築による、圏域内の情報を発信。

アクションプラン 7　地方分権に向けての5市の連携推進

- 地方分権改革による今後の権限移譲等に対し、広域連携のあり方を検討。
- 平成 26 年に新設された「連携協約」制度に対し、事務分担や連携の可能性を検討。

第２章

多摩六都アクションプラン

本章では、３つの政策目標に沿って、７つのアクションを定めてそれぞれを下図の構成で示しています。

各アクションの構成

〔現状と課題〕

◆多摩六都の現状　◆これまでの取り組み　◆多摩六都の課題

課題を改善・解決するための方向性を明示

〔めざすべき方向性〕

○　各アクションにおいて、連携・協調によりめざすべき方向性

連携・協調する事業の明確化

〔事業展開〕

○　連携・協調することによって、特徴ある圏域づくりに寄与するもの。または、共通課題の解決につながるもの。

○　本来、単市の取り組む事業分野ではあるが、連携・協調して取り組むことによって、事業化及び効率化が図れるもの。

○　共通課題ではないが、連携あるいは協調することにより圏域全体の地域振興に資するもの。

〔目　標〕

アクションを通して達成する目標を設定

政策目標Ⅰ

豊かな自然を活かした安全で快適な住環境の整備

〔基本方針〕

圏域の特長である豊かなみどりを維持し、連携によって環境に配慮したまちづくりを推進し、他地域よりも遅れている都市基盤の整備を促進し、生活環境を向上します。

アクション1 水と緑のネットワークが形成された多摩六都

1. みどりの計画的な創出
2. みどりの効果的な保全

アクション2 地球にやさしい循環型・低炭素の多摩六都

1. 資源循環の促進
2. 広域連携による地球温暖化防止対策の推進

アクション3 都市基盤が充実した多摩六都

1. 道路整備事業の着実な促進
2. 鉄道輸送の円滑化の促進
3. バス輸送の円滑化の促進

アクション1 水と緑のネットワークが形成された多摩六都

【現状と課題】

○　多摩六都は、昔ながらの武蔵野の面影を残した雑木林や屋敷林など、豊かな自然を実感できる地域を形成しており、次のような5つの特徴があります。

〔多摩六都のみどりの特徴〕

①樹林地と農地が一体となったみどり
②歴史的な街道沿いのみどり
③水辺と一体となったみどり
④公園・緑地や大規模施設のみどり
⑤緑道のみどり

しかし、産業構造の変化や市街化の進展等により、樹林地や農地は著しく減少しています。

○　構成5市は大部分が市街化区域となっているため、今後も宅地整備などの都市化が進み、みどりが減少していくものと想定されます。調和のとれた良好な生活環境を保つためには、あらゆる主体が計画的にみどり空間の創出・保全を図っていくことが必要です。

○　多摩六都は、他の多摩地域や区部と比較して住民1人当たりの総公園面積が少ないため、都市計画公園などの緑の拠点を着実に整備していくことが求められます。

○　多摩六都広域連携プラン期間中（平成23～27年度）は、「多摩六都みどりの交流会」「水と緑ウォッチングウォーク」など、市民への啓発を目的としたイベントを精力的に行い、みどりの保全と創出の機運づくりに努めました。

圏域の緑被面積の経年変化

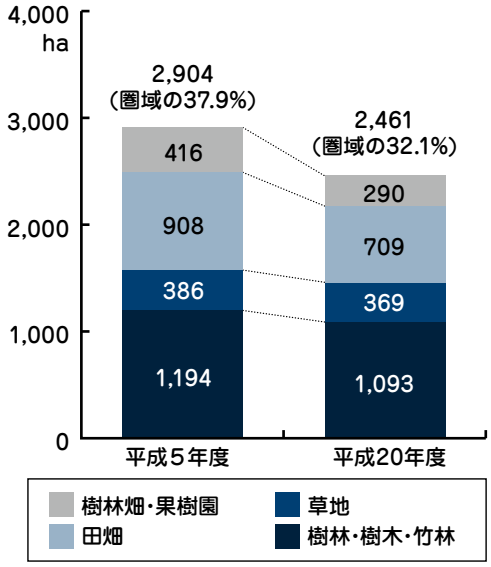

資料：「平成20年度多摩六都みどりの実態調査」

住民一人当たりの総公園面積

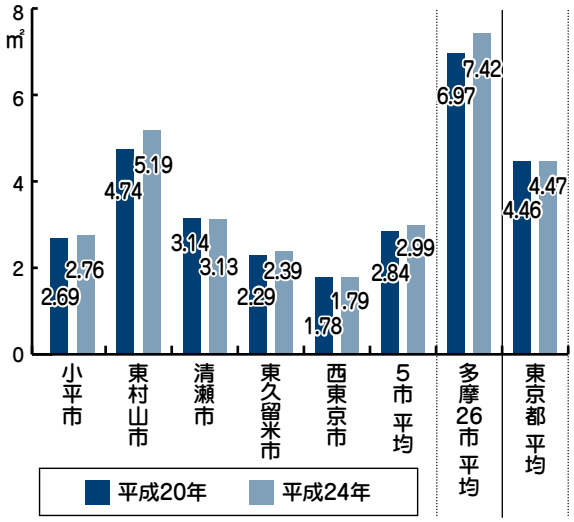

❖「総公園面積」とは、都市公園に、都市公園以外の区市町村立公園等を合算したもの。

資料：「東京都区市町村年報」

○　「（仮称）武蔵野の雑木林いきいき協働ルール」策定等、雑木林保全を計画的に行うことにより、圏域全体でのみどりの保全を推進する必要があります。

めざすべき方向性

○大規模なみどり空間の創出・保全のための広域連携・協調

大規模なみどり空間を創出・保全していくために、構成５市が連携・協調して都市計画公園の整備や多磨全生園人権の森構想を推進していきます。

○みどりの広域ネットワーク化

圏域住民、関係団体、行政が同じ将来像をめざし、一体となって、みどりの保全･確保と広域ネットワーク化を推進していきます。

事業展開

1　みどりの計画的な創出

◆大規模公園（六仙公園、東伏見公園）の整備促進

東京都と都内区市町による「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、現在、六仙公園（東久留米市）、東伏見公園（西東京市）の都立公園が計画的に整備されています。

将来的に六仙公園は15.0ｈａ、東伏見公園は13.7ｈａとなり、広大な芝生地や水辺空間などの機能を有する大規模公園が生まれます。現在は、六仙公園は42,514㎡（平成26年４月現在）、東伏見公園は26,800㎡（平成26年４月現在）となっています。

今後も、これらの公園の整備がさらに図られるよう、東京都へ要望していきます。

◆校庭の芝生の維持

校庭の芝生化は、ヒートアイランド対策、緑化対策に加えて、子どもたちへの教育、地域コミュニケーションの形成にも寄与すると考えられます。

各市において、試験的に芝生化事業を実施してきましたが、全国的にも、校庭の芝生化は、散水栓設置･掘り起こしなど下地処理などの初期整備とその工事期間の授業への影響、植え付け後の芝刈りや散水などの手間や地域住民の参加による維持管理体制の形成、また、養生期間の確保などが課題となっています。

これまでの導入状況を適正に評価しながら、校庭芝生化リーダーや東京芝生応援団、保護者、地域ボランティア等の協力のもと、維持管理に関する継続的な補助の実施を東京都へ要望しつつ、引き続き芝生の維持に努めていきます。

多摩六都の校庭芝生化事業の実績　（平成22年12月現在）

市　　名	実　施　校	全小･中学校数
小　平　市	小平第十三小学校	27校
東村山市	久米川東小学校	23校
清　瀬　市	清瀬小学校 清瀬第十小学校 清瀬第三中学校	14校
東久留米市	第六小学校	21校
西東京市	東伏見小学校 保谷第一小学校 碧山小学校	28校
合　　計	9　　校	113校

東村山市久米川東小学校の校庭

久米川東小学校では、２年生以上の子どもたちは芝刈りをし、1年生は芝の種をまいて芝生のお世話をしています。

2 みどりの効果的な保全

◆みどりの保全施策の推進

これまで、第二次多摩六都緑化計画（平成18～27年度）の推進にともない、樹林・樹木・生垣の保存・造成に対する助成制度の利用を促進するとともに、積極的な保全措置が必要な場所に対する買い取りなどを進め、多摩六都の特徴である雑木林や屋敷林、農地、湧水、水路の維持･保全を図るとともに、森林蓄積量の増強、清流の復活など、積極的なみどりの創出に努めてきました。

第二次多摩六都緑化計画は平成27年度に終了するため、以後の緑化の推進は、本計画において行っていきます。

◆圏域住民の緑・水辺環境に対する保全推進

広域行政圏として、武蔵野の原風景を残した憩いの場である雑木林を保全し、みどりと住宅地の調和のとれた景観を維持していくため、地域住民・ＮＰＯ等と行政が協働で、萌芽更新による雑木林保全を図る行動計画「（仮称）武蔵野の雑木林いきいき協働ルール」を策定します。

また、市民参画を促すため、「多摩六都みどりの交流会」等の共同イベントの開催、「水と緑ウォッチングウォーク※」の定期開催等の発信ツールを用いて、圏域住民の緑・水辺環境に対する保全意識の醸成を図っていきます。

さらに、今後の各市における施策立案や保全活動を支援するため、先駆的に市民ボランティアによる萌芽更新が行われている西原自然公園（西東京市）等の事例を活用して、職員・保全活動に取り組む市民等を対象とした研修会を実施し、基礎的な技術・知識の向上、保全活動を支えるコーディネーターやアドバイザーとなる人材を育成していきます。

※水と緑ウォッチングウォーク：多摩六都で実施しているイベントの呼称。観察しながらの散策という意味でこういう呼称にしている。

5市協働で取り組んだ萌芽更新事業

萌芽更新事業が必要な背景

武蔵野の象徴ともいえる雑木林は、昔から生活のために人工的に管理され、薪炭や堆肥として活用するために、萌芽更新が繰り返され、明るい雑木林を構成してきました。

しかし、今日、人の手が入らず荒廃した雑木林が多いことから、地域住民と行政が協働で関与していく仕組みづくりが求められています。

◆多磨全生園人権の森構想の実現支援

国立療養所多磨全生園の約35ｈａの土地には、約152種、3万本にも及ぶ木々が育ち、緑豊かなオアシスとして圏域住民にも親しまれています。入所者が想いをこめて植え、育んできたこの広大な緑地や、史跡などの全てをハンセン病記念公園「人権の森」として保全･保存し、国によるハンセン病隔離政策の歴史を有するこの土地を「人権」の象徴として後世に継承していく活動を支援します。

目　標

東京圏という通勤環境の利便もあり、本圏域は今後一層、開発・宅地化などによるみどりの減少が予想され、生活環境の質の維持が課題となります。そうした中で、本アクションに定める施策を推進することで、みどりを維持しながら、ひとの暮らしと自然の調和を図っていくことが重要になります。

これらをふまえ、本アクションの目標を以下に定めます。

ひととみどりの調和した圏域の維持

多摩六都のみどりの現状と今後の保全・創出の方向

N
0 0.5 1 1.5 2 2.5 3 3.5 4km

- 公園（整備済）
- 公園（部分供用）
- 公園（未整備）
- 都市計画緑地
- 東京都保全地域
- その他
- 緑道・水路
- 河川
- 散歩道
- 緑確保地

❖「緑確保地」は「緑確保の総合的な方針」（平成22年5月、東京都・区・市・町・村）による（いずれも最も確保水準が高い「水準1」レベルに設定されている）。

国立ハンセン病資料館と多磨全生園。入所者の想いがこめられた「人権の森」が広がる

四季折々の花を楽しみながら水辺を散策できる「柳瀬川回廊」

圏域北部に広がる優良農地

東京で唯一「平成の名水百選」に選ばれた「落合川と南沢湧水群」

トトロの故郷「八国山緑地」

六仙公園の全体計画

東伏見公園の全体計画

小平市をぐるっと囲む一周21㎞の緑の回廊「小平グリーンロード」

花や紅葉が美しい「小平市立中央公園」は健康づくりの拠点

武蔵野の面影を残す「西原自然公園」

柳瀬川
清瀬内山運動公園
下宿第三運動公園
下宿第二運動公園
下宿運動公園
清瀬金山緑地公園
清戸自然公園
神山特別緑地保全地区
中央公園
柳瀬川
八国山緑地
（1.48ha）
野口町四丁目の樹林地
（0.25ha）
北川
北山公園
狭山公園
前川
野火止用水
黒目川
空堀川
東村山運動公園
六仙公園
白山公園
小平霊園
柳窪四丁目の平地林
（0.34ha）
滝山公園
東村山中央公園
萩山公園
西東京いこいの森公園
文理台公園
前沢公園
狭山・境緑道
西原自然公園
東大生態調和農学機構
（旧東大農場）
青梅橋公園
神明宮公園
東部公園
東伏見公園
小平市立中央公園
上水公園
鎌倉公園
石神井川
田無市民公園
玉川上水緑道
小金井公園
千川上水
上水新町一丁目の平地林
（0.10ha）
けやき公園
南部公園
玉川上水

アクション2 地球にやさしい循環型・低炭素の多摩六都

【現状と課題】

○　温室効果ガス・廃棄物等の排出抑制、エネルギー・資源の循環を通じて、恵み豊かな環境を、今の時代で絶やすことなく、次世代に引き継ぐ義務があります。

○　ごみ、資源の収集は各市で実施し、それぞれ、小平・村山・大和衛生組合（小平市）、柳泉園組合（清瀬市・東久留米市・西東京市）、秋水園（東村山市）等で中間処理を行った後、焼却灰については、東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場に持ち込み、エコセメント化しています。

○　多摩地域は１人１日当たりごみ量が全国平均の約４分の３と少なく、ごみの減量化・資源化が進んだ地域といえますが、圏域住民、各市、一部事務組合が一体となって、ごみを一層減らしていくことが求められます。

○　地球温暖化防止対策については、太陽光発電機器設置の助成（小平市・東村山市・清瀬市・西東京市）など、各市それぞれで施策を展開しています。

1人1日当たりごみ量

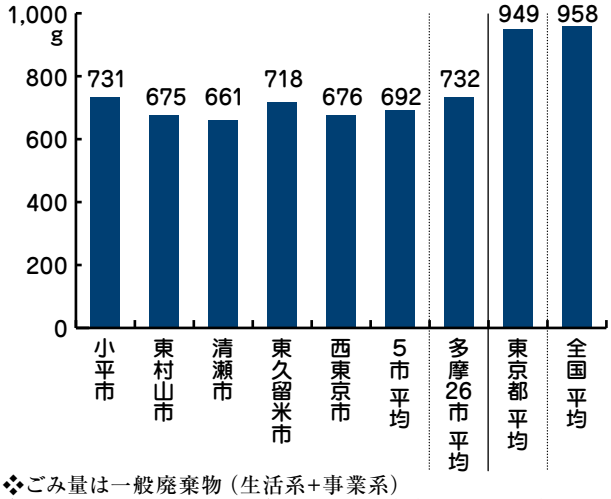

❖ごみ量は一般廃棄物（生活系+事業系）
資料：財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課「日本の廃棄物処理」（いずれも平成25年度）

5市の年間可燃ごみ量の推移

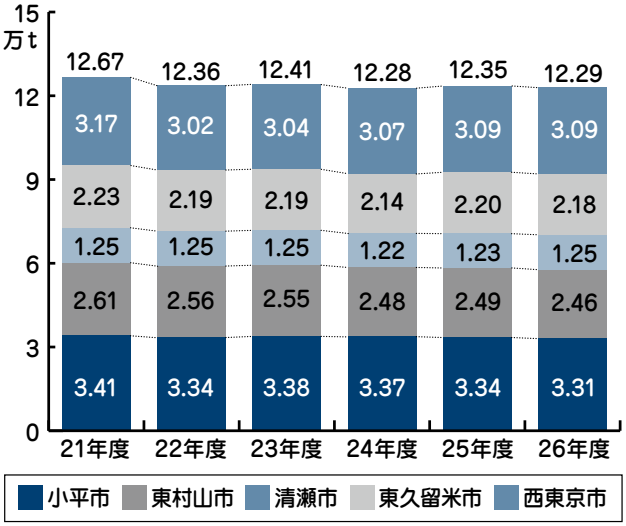

資料：財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」（平成26年度）をもとに作成

○　平成22年４月からの「東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」（エネルギー使用量が、原油換算で年間1,500kℓ以上の事業所が対象）の導入等を受け、多摩六都の地球温暖化防止対策を強化していくことが求められます。

○　近年、資源物の持ち去りが悪質・巧妙化しており、広域連携による対応が必要になってきています。

〔一般廃棄物焼却施設の1日当たりの焼却量の現状〕

小平・村山・大和衛生組合
（小平市・武蔵村山市・東大和市）

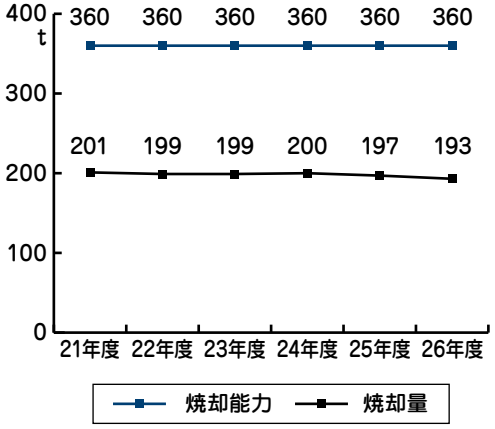

秋水園（東村山市直営）

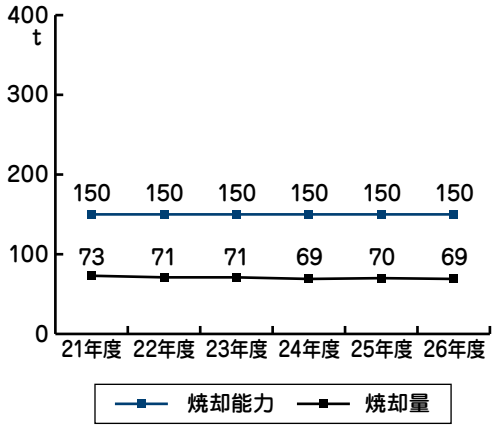

柳泉園組合（清瀬市・東久留米市・西東京市）

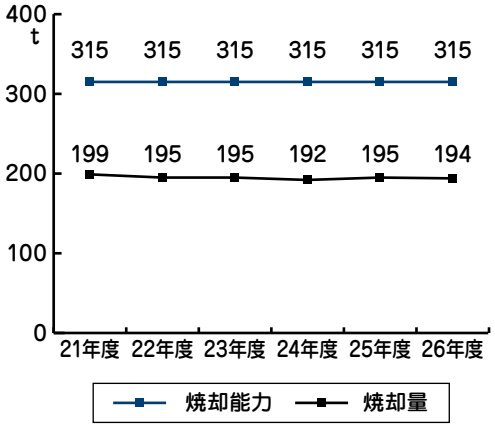

❖各施設とも、小金井市からの緊急の受け入れ分は含んでいない。

資料：財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」をもとに作成

めざすべき方向性

○連携による循環型社会づくりの推進

循環型社会づくりに向けて、ごみの減量・資源化に関する連携の取り組みを強化していきます。

○連携による低炭素社会づくりの推進

地球にやさしい低炭素社会づくりに向けて、連携・協調の取り組みを強化していきます。

事業展開

1　資源循環の促進

◆圏域住民のリサイクル活動の支援

循環型社会づくりに対する住民意識の一層の醸成に向けて、構成５市で啓発活動の推進、住民のリサイクル活動の支援に努めます。

◆一般廃棄物中間処理施設などの効率化の検討

一般廃棄物中間処理施設などは、施設の老朽化による更新（対応）が管理運営上の課題となっています。国は広域化・災害時の対応等を視野に入れた施設のあり様を示しており、今後の対応に向け効率的な処理についての研究をしていきます。

◆資源物持ち去り対策の推進

近年全国的に、大規模かつ組織的になっている資源物等の持ち去りに対し、ＧＰＳ追跡調査等の防止対策を図り、適正な資源回収を図ります。

2　広域連携による地球温暖化防止対策の推進

◆公共部門の温室効果ガス削減の推進

地球温暖化防止に向けて、公共部門が率先して太陽光発電や電気自動車･低公害車の導入、緑のカーテン事業の推進など、温室効果ガス削減策に取り組みます。

◆地域全体の温室効果ガス削減の促進

圏域で民間部門を含む地域全体の温室効果ガス削減を促進するため、啓発事業などでの連携の取り組みを進めます。

目　標

環境保全を推進していくためには、リサイクルや温暖化対策など、ひとりひとりが高い意識を持ち、身近なところから環境に配慮した取り組みを進めていく必要があります。本圏域においては、住民ひとりひとりが身近な自然に愛着を持ち、守っていくという意識を持つような社会づくりが重要になります。

これらをふまえ、本アクションの目標を以下に定めます。

圏域一体となった循環型・低炭素社会の実現

アクション3　都市基盤が充実した多摩六都

【現状と課題】

○　本圏域を通る幹線道路は、都心から放射状に延びる青梅街道、新青梅街道、五日市街道、所沢街道と、圏域を南北に横断する小金井街道、新小金井街道、府中街道、志木街道などが骨格を形成しています。

　人口や交通量の増加に対して、道路をはじめとして交通基盤の整備が必ずしも充分とはいえず、区部及びＪＲ中央線以南の自治体と比較して、交通基盤の脆弱さが以前から指摘されています。

○　南北に通る道路は狭小区間や踏切が多く、渋滞の温床となりうるため、一層の整備を図る必要があります。

○　都内では、「踏切対策基本方針」に基づく道路と鉄道の連続立体交差化及び単独立体交差化、踏切道の拡幅等が順次着工しています。圏域では、平成25年度に東村山駅付近の連続立体交差事業が着手されました。

○　東京都及び各市による都市計画道路の整備や専門委員会における連続立体交差事業の調査研究を行ってきましたが、道路整備の遅れや踏切による道路交通の遮断は、交通渋滞などの交通問題に限らず、市民生活の利便性、子供やお年寄りへの対応、震災時の避難動線の確保など、様々な方面での影響が懸念されています。

○　公共交通では、圏域内を西武鉄道の池袋線・新宿線など6路線とＪＲ武蔵野線、民間バス、市によるコミュニティバス（小平市、東村山市、清瀬市、西東京市）・コミュニティタクシー（小平市）が運行しています。

各市のコミュニティバス

小平市（にじバス）

東村山市（グリーンバス）

清瀬市（きよバス）

西東京市（はなバス）

○　都市基盤整備においては、市街地再開発事業や土地区画整理事業などの面整備による拠点機能を強化するとともに、都市計画道路、道路と鉄道との立体交差化、みどりや景観に配慮した都市計画等をネットワーク化し、大都市周辺地域の魅力を倍増していくことが求められます。

○　「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」は平成27年度までがその期間であり、引き続き東京都及び関係区市町が連携・協働して策定する「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」と整合をとりながら市境をまたぐインフラ等の整備調整を図る必要があります。

めざすべき方向性

○広域連携・協調による都市基盤整備の円滑な推進

構成５市は東京都、埼玉県、国と連携しながら、都市基盤整備を進めていきます。

○広域交通ネットワークの強化による都市活動の活性化

道路整備や連続立体交差事業などにより、南北軸など広域交通ネットワークを強化し、圏域の都市活動の活性化を図ります。

事業展開

1　道路整備事業の着実な促進

◆都市計画道路事業の着実な実施

都施行の「優先整備路線」の着実な整備を要望するとともに、市施行路線の着実な整備を図ります。市境・都県境をまたぐ都市計画道路について、円滑な整備に向け、関係者による調整に努めます。

また、必要に応じ、都市計画道路の整備状況の取りまとめや、整備促進につなげるため、平成19年１月調製の区域図の改訂を検討します。

◆その他の道路整備事業の着実な促進

都市計画道路以外の既存道路における交差点の改良や歩道整備、踏切対策などについて、都施行事業の着実な実施を要望するとともに、市境をまたぐ市施行事業の円滑な推進に向け、関係者による調整に努めます。

2　鉄道輸送の円滑化の促進

◆連続立体交差事業の推進

「東京都踏切対策基本方針」の鉄道立体化の検討対象区間（20区間）の中に、圏域からは５区間が位置づけられています。

このうち西武新宿線東村山駅付近については平成25年度に事業認可を取得し、事業に着手しています。着実な推進に向けて取り組むとともに、その他の４区間については効果や影響、財政負担等を考慮し、総合的に事業化の必要性を判断しつつ、事業化に向けた取り組みを連携して推進していきます。

◆鉄道利便性の向上

大都市鉄道輸送の重要性がますます高まる中、利用者の安全性･利便性の向上を図るため、駅施設の一層のバリアフリー化などを継続的に要望するとともに、西武新宿線の地下鉄乗り入れなどの研究に努めます。

3 バス輸送の円滑化の促進

◆地域公共交通の利便向上

公共の交通機関を利用しやすい生活環境を整えるため、バス路線の増強等を事業者に要望していきます。また、都市計画道路等のインフラ整備の状況に合わせた地域公共交通の充実を目指します。

コミュニティバス等の運行について、各市の課題などを把握し、一層の利便性の向上について検討していきます。

目　標

東京圏である本圏域は、道路、鉄道、バスといった多岐にわたる交通手段が整備されつつありますが、歩道整備や踏切対策などの道路事情においては、未だ課題を抱えています。こうした課題の解消のためには、都や関連団体・企業と連携した整備の推進が不可欠であり、大局的な視点での施策が重要になります。

これらをふまえ、本アクションの目標を以下に定めます。

快適な交通網の一層の推進

多摩六都アクションプランにおける都市基盤整備の主な方向

政策目標Ⅱ
だれもが生き生きと健やかに暮らせる地域の創造

〔基本方針〕
健康に対する意識を高めるとともに、スポーツや生涯学習を通じて創造性や夢を育み、生き生きと健やかに暮らせる多摩六都を実現します。

アクション4 健康的な暮らしを支援する

1 健康づくり・体力づくりの支援

2 圏域で連携した疾病予防・健康管理の促進

アクション5 知性と感性を豊かに育む多摩六都

1 多摩六都科学館の効果的・効率的な運営

2 共催事業・施設相互利用の推進

多摩六都科学館

アクション4 健康的な暮らしを支援する

【現状と課題】

○　2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したため、本圏域においてスポーツ振興を行うことで、交流人口の増加や、生涯スポーツ社会の実現が期待できます。

○　平成元年から多摩六都スポーツ大会を実施するとともに、平成18年４月には圏域５市による屋内体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用を開始し、多摩六都スポーツ施設ガイドブックを発行するなど、利活用を圏域住民に呼びかけています。

○　競技スポーツ、生涯スポーツの両面から、圏域住民のスポーツ活動の一層の活性化を図っていくことが求められます。

○　健康で生き生きと暮らしていくことは、すべての住民の願いであり、各市では、スポーツによる健康づくりを図るため、各種教室・イベントの開催や、指導者や団体の育成、施設の整備・維持管理などを計画的に実施しています。

○　各市と、各市の医師会や、東京都などの関係機関で「東京都北多摩北部保健医療圏※地域保健医療推進プラン」を策定し、地域保健医療施策の広域連携を進めています。

※保健医療圏：市町村を単位に構成する一次医療圏に対して、広域的な医療需要に対応するために医療法で規定された二次医療圏を東京都が保健部門との連携を含め保健所管内ごとに設定している。

○ 新型インフルエンザ流行の際には、圏域５市と東京都が連携し、５市で統一的な対応を図り、蔓延防止に努めました。また、「平日準夜間小児救急診療事業」「脳卒中医療連携事業」など、医療面でも広域連携に取り組んでいます。

○ 心と体の健康は、私たちの生活の最も基本であることから、各種事業により圏域住民の疾病予防・健康管理を支援していくことが求められます。

めざすべき方向性

○市域を越えた住民のスポーツ活動への対応

スポーツの分野では、圏域住民は市域を越えて活動しているため、連携を図り、市民の利便性の向上を図っていきます。

○複雑化する健康課題への広域的な対応

感染症対策や自殺対策など、緊急性を要する課題や複雑・多岐にわたる課題については、東京都との連携のもと、広域連携・協調による対応を強化していきます。

事業展開

1 健康づくり・体力づくりの支援

◆2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ活動の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、今後スポーツへの気運が高まってくると考えられます。スポーツ活動は1市で行うよりも、広域で行う方がより参加者の増加が見込めるとともに、その交流からサークル等を通じた更なるスポーツ活動の広がりや、地域の活性化にも繋がることが期待されます。

そのため、各市の総合型地域スポーツクラブの周知を、パンフレット作成等により推進し、市民の地域のスポーツ活動への参加及び健康増進のきっかけになるよう努めます。

◆共同スポーツイベントの推進

多摩六都スポーツ大会など、共同イベントを引き続き推進します。また、東京オリンピック・パラリンピックへの気運醸成のために、以降の多摩六都スポーツ大会など、イベント展開のあり方を工夫するとともに、圏域内の公共スポーツ施設の相互利用の一層の推進を図るため、多摩六都スポーツ施設ガイドによる継続的な周知により、誰もが身近に情報を得られる発信を行っていきます。

2 圏域で連携した疾病予防・健康管理の促進

◆地域保健医療施策における連携促進

圏域住民が身近な地域で適切な医療が受けられるように、北多摩北部保健医療圏を構成する各市や地区三師会、医療機関、保健所等が連携し、切れ目のない医療連携体制の維持・確保を進めます。

◆介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の広域的連携の検討

平成27年度から平成29年度にかけて、要支援者の介護予防が地域支援事業へと移行します。これにより要支援者への介護予防支援のあり方は、各市において地域の支えあいと一体となった支援体制を構築していくことになります。

これにともない、各市個別に情報提供や事業実施のあり方を検討する中で、必要に応じ連携体制の構築を図ります。

◆感染症対策の推進

感染症対策は、感染が懸念される地域が共同歩調をとりながら行う必要があることから、都をはじめ、地域に密着する地区医師会、医療機関、保健所、構成5市が密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な感染拡大の防止対策を進めます。

◆心の健康づくり・自殺対策における連携促進

近年、社会問題化している心の健康づくり・自殺対策については、保健所と構成5市が連携しながら、地域の現状把握に努めるとともに、自殺のサインに気づき、見守り、必要に応じて関係する専門相談機関へつなぐなどの役割が期待される「ゲートキーパー※」を圏域で育成するなど、相談支援対策の強化を図ります。

※ゲートキーパー：直訳すると門番。自殺予防の分野では、自殺を食い止める役割の専門職の呼称である。

多摩六都の主な保健医療関係施設

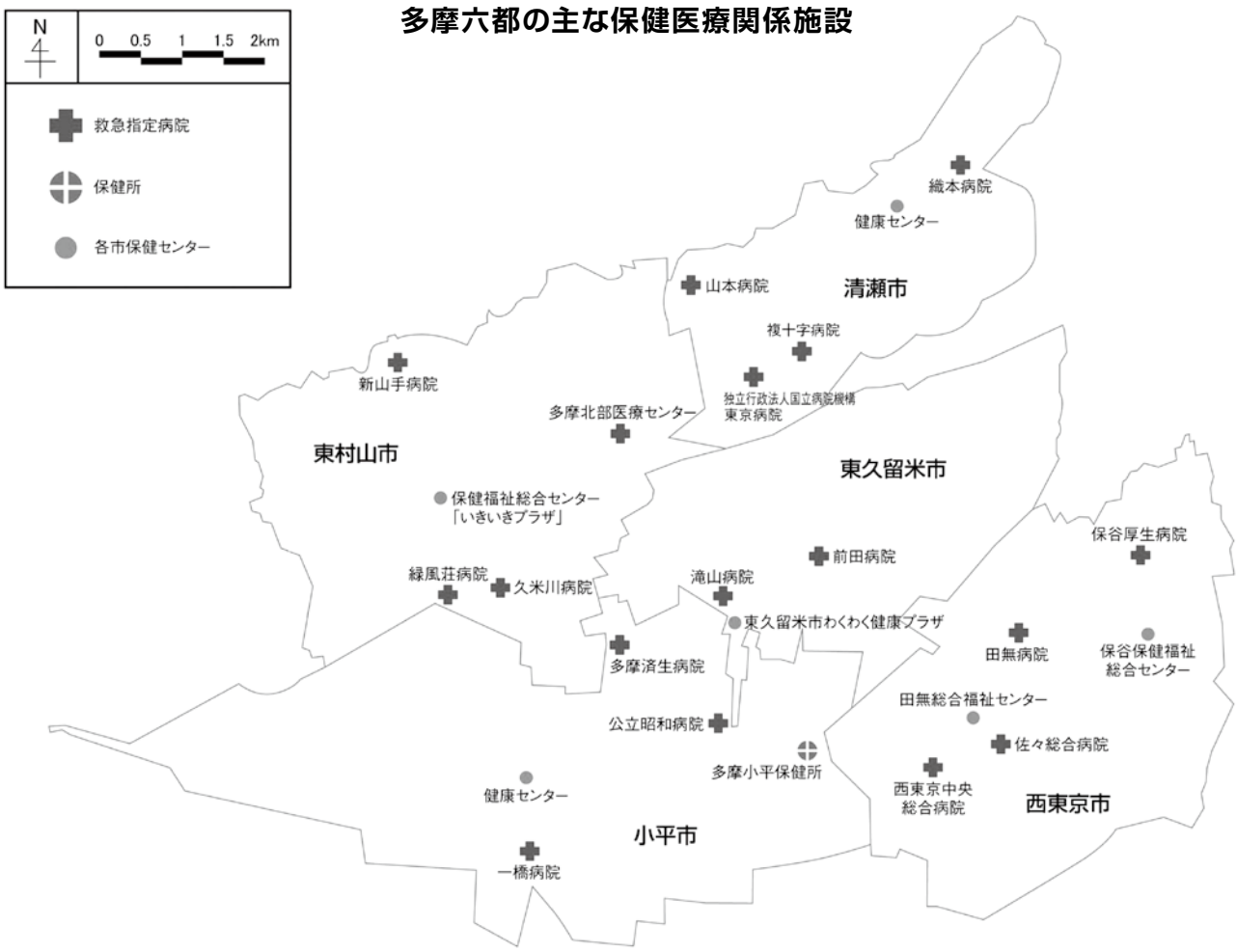

公立昭和病院

昭和病院は、昭和３年７月に関係町村により設立され、現在は、小金井市、小平市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市及び西東京市により組織されている昭和病院企業団が運営しています。

目　標

2020年東京オリンピック・パラリンピックまでの期間、本圏域のみならず東京圏をあげて、これまで以上にスポーツを推進していくことが重要になってきます。また、多様化する健康に関する課題については、各市における地域の対応の充実とともに、広域的な対応の重要性が増しており、こちらについても圏域として対応を推進していくことが重要です。

これらをふまえ、本アクションの目標を以下に定めます。

2020年に向けたスポーツ・健康都市圏の実現

アクション5 知性と感性を豊かに育む多摩六都

【現状と課題】

○　次代を担う子どもたちの夢を育み、科学に興味を持つ心を養うとともに、各世代にわたる生涯学習を推進し、文化の振興を図ることを目的に、平成６年から平成23年度まで多摩六都科学館組合による「多摩六都科学館」の運営を行っていました。平成24年度より指定管理者制度を導入し、民間手法によるさらなる施設の活性化を図っています。

　多摩六都科学館は、５つのテーマの展示室に約100点の体験型科学展示を持つほか、世界最大級のドーム径を誇るプラネタリウムと大型映像システムを備え、これまで内外から200万人の方が来場しています。

　平成25年度には開館20周年を迎えており、圏域72万人をはじめとする利用者の期待と要望に応えていくために、さらに魅力ある企画を立ち上げ、展開していくことが重要です。

○　生涯学習施策は、各市がそれぞれ、教室・イベントの開催、指導者や団体の育成、施設の整備・維持管理などを計画的に実施しています。

○　文化事業としては、圏域市民を対象とした多摩六都フェア（昭和63年度から名称・手法を変えながら継続）や各市図書館の相互利用（平成３年10月～）などを実施してきました。

○　圏域住民が科学の進歩や社会の変化に対応し、常に新しい知識や技術を習得していけるよう、また、健康的に生き生きと暮らせるよう、生涯学習活動への支援を充実していくことが求められます。

めざすべき方向性

○多摩六都科学館に対する圏域住民の期待・要望への対応

　多摩六都科学館は、全国唯一の広域行政による科学館であり、今後も圏域の中心的な施設として運営して科学に触れる機会を積極的に作り出し、知識、情操を育む総合的な学習活動が行えるよう支援していきます。

○交流による広がりのある文化醸成

　各市での施策のほか、市域にとらわれない文化交流により、多摩六都の文化醸成を図っていきます。

事業展開

1 多摩六都科学館の効果的・効率的な運営

◆多摩六都科学館の魅力向上

開館から20周年を迎え、科学技術の進歩とともに、展示内容の更新の必要性が生じていることから、指定管理者の民間活力の活用などにより、創意・工夫あふれる魅力的な科学館づくりを促進します。

◆地域連携の促進

地域ボランティアや、大学や公的研究機関、企業等と連携するとともに、アウトリーチ活動（館外活動）、科学講座を強化するなど、地域に根ざした科学館づくりを働きかけます。

2 共催事業・施設相互利用の推進

◆多摩六都フェアの実施

多摩六都フェア事業など、市域を越えた文化事業を実施し、圏域住民の文化交流を図ります。また、既存の事業については、検証・見直しを行い、時勢に応じた魅力ある企画内容の実施に努めます。

◆図書館の相互利用の促進

図書館の相互利用の一層の促進を図るため、必要な情報の提供に努めます。

多摩六都フェア事業の一覧

事業名	実施主体
圏域美術家展	5市持ち回り
スポーツ大会	5市持ち回り
水と緑ウォッチングウォーク	5市持ち回り
こだいら合唱団・市民オーケストラ演奏会	小平市
ヤング・ダンスフェスティバル	小平市
ヤングライブフェスティバル	東村山市
高校生写真展	清瀬市
ぴゅあ　あーと展	東久留米市
課題別ワークショップ	西東京市

目　標

多摩六都科学館は、子どもたちだけでなくすべての圏域住民の生涯学習の拠点として、今後一層の役割を果たすことが期待されます。また、多摩六都フェアや相互利用可能な図書館など、市域にとらわれない文化交流事業が本圏域には根づいており、これらを活用することにより、圏域をあげてさらに豊かな文化をめざすことができます。

これらをふまえ、本アクションの目標を以下に定めます。

多摩六都のさらなる豊饒な文化醸成

政策目標Ⅲ

各市の連携による利便性の高い魅力ある地域の形成

〔基本方針〕

圏域内の自然・歴史・文化財・公園などの観光資源を活かしつつ、農産物や食文化などの特長を発信するとともに、情報化推進や地方分権に対応した魅力ある多摩六都を実現します。

アクション 6 多摩六都の魅力を発信する

1. 産業・観光の魅力向上
2. 情報発信の強化

アクション 7 地方分権に向けての5市の連携推進

1. 地方分権改革等を見据えた広域連携の研究
2. 事務処理の広域化の推進

アクション6　多摩六都の魅力を発信する

【現状と課題】

○　多摩六都の自然・文化・歴史・観光に関わる地域資源は、玉川上水、ガスミュージアム、平櫛田中彫刻美術館、多摩湖・八国山、国宝建造物正福寺地蔵堂、国立ハンセン病資料館、落合川と南沢湧水群、下野谷遺跡、多摩六都科学館などがあります。

○　地域での滞在や交流を促す取り組みや、広域的な観光ルート整備の不足等により、その魅力が十分に発揮されておらず、「東京オリンピック・パラリンピック」に向けた広域観光ルートの充実など、多摩六都の魅力を活かす広域的な連携の促進が求められています。
　広域連携の取り組みとしては、多摩地域の７商工会議所、21商工会が平成16年に多摩観光協議会を設置しています。

○　農産物のブランド化は、小平市がブルーベリーや小平梨、東村山市がサツマイモや花き（シクラメン、パンジー）や多摩湖梨やぶどう、清瀬市がベータキャロット※、東久留米市が柳久保小麦※や梅、西東京市がキャベツや保谷梨を推進しており、直売や食育の取り組みなどを通じて、地域の魅力向上につなげています。平成21年度には「たまろく農産物とれたてふれあいマップ」を作成し、各市の農産物や直売所などのＰＲを行っています。

※ベータキャロット：清瀬市で栽培を推奨している新しい種類のニンジンで、ベータカロチンが豊富です。
※柳　久　保　小　麦：江戸時代に現在の東久留米市柳窪で栽培がはじまった小麦で、うどんに適しています。戦前は東京、神奈川で普及しましたが戦後は収穫量が減少し、「幻の小麦」と呼ばれました。近年、栽培に力を入れ、東久留米市では地域ブランド化をめざしています。

○　農業・農地には自然環境の保全や文化の継承、食育、防災など多面的機能があり、地域の魅力づくりにもつながるこうした機能の向上にむけた取り組みを進めることが求められます。

○　スマートフォンやＳＮＳの普及等、近年の情報ツールの多様化により発信方法の可能性が広がっていることを踏まえ、新しい発信形態を検討する必要も考えられます。

小麦栽培が盛んだった多摩六都では、うどんは郷土食です。（写真は小平市の糧（かて）うどん）

めざすべき方向性

○一体的なＰＲによる地域資源の圏域内外への普及

多摩六都として各市の地域資源を一体的にＰＲし、圏域内外への普及を図ります。

○効果的な圏域情報の発信

多様なメディアの活用、「東京オリンピック・パラリンピック」の開催にあわせたＰＲなどにより、効果的な情報発信に努めます。

事業展開

1　産業・観光の魅力向上

◆多摩六都の地域資源の普及促進

歴史資料館、美術館、博物館、武蔵野地粉うどんなどのご当地グルメ、まつり・イベント、さらには、多摩六都科学館、見学できる工場などの科学や産業に関する地域資源を活かした多摩六都の魅力を圏域内外へアピールします。

◆地域ブランド農産品の普及促進

各市で生産している地域ブランド農産品について、多摩六都として一体的に圏域内外にＰＲします。農産物直売所のＰＲのほか、多摩六都の農産物の生産、加工を体験する食育推進事業や観光農業イベントなどで、圏域内の地産地消を推進するとともに他地域の人たちへの多摩六都の魅力をアピールします。

◆地域企業等との連携による新たな産業・観光の魅力創出の検討

圏域全体の活性化のためには、産業・観光の振興が重要な要素であり、地域企業等と連携し、企業の専門ノウハウなどを活かした事業を検討します。また、事業を検討する際には、ヒトの出会い、モノづくりの活性化、経済循環、情報交流が有機的につながり向上していくことを視点とした検討を行います。

2　情報発信の強化

◆多摩六都としての情報発信

これまでも構成５市の農産物や散歩道などを紹介したガイドマップを作成してきましたが、今後は多摩六都としてのＰＲをするため、地域資源の活用方法などについて検討します。また、「2020年東京オリンピック・パラリンピック」の開催時には、他地域から多くの人たちが競技を観戦に来ることから、他地域へ本地域の魅力を伝える情報発信の機会として、ＰＲのあり方を検討します。

◆多彩なメディア活用

住みよく魅力的な地域であることを圏域内外ＰＲするために、構成５市が連携して、新聞、雑誌、ホームページ、テレビ・ラジオなどの地域情報番組など、あらゆるメディアに多摩六都の地域資源を積極的に売り込みます。

その際に、市公式キャラクターなど各市固有のマスコットを活用し、魅力ある発信となるよう努めます。

目　標

地域のＰＲ手法は近年多様化しており、地域資源を活用したブランドの展開やメディアによる情報発信など、圏域各市においてもさまざまな取り組みを行っています。今後、2020年東京オリンピック・パラリンピックなどにより東京圏が注目されることもあり、多摩六都の魅力発信の重要性は高まっていきます。

これらをふまえ、本アクションの目標を以下に定めます。

多摩六都の魅力創出・発信の充実

多摩六都の農産物

【小平市】

小平市は、ブルーベリー栽培発祥の地。
生食のほかジャムやお菓子、ワインなどの加工品も人気があります。

【東村山市】

東村山市は、都内でも有数の花きの産地であり、特に花壇苗は数々の賞を受賞するなど定評があります。

【清瀬市】

清瀬市は、にんじんなどの野菜栽培が盛んで、特ににんじんは都内出荷額の半分を占めています。

【東久留米市】

東久留米市は、「幻の小麦」と呼ばれた柳久保小麦が地域ブランドとして定着しています。

【西東京市】

西東京市は、特産のキャベツに加え、梨やぶどうも栽培され、もぎ取りも楽しめます。

多摩六都の自然・文化・歴史・観光に関わる地域資源の現況

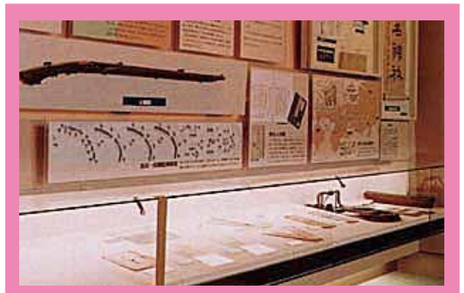

東村山の歴史がよくわかる「東村山ふるさと歴史館」

国の登録有形文化財「村野家住宅」

平成19年にリニューアルした
「国立ハンセン病資料館」

国宝建造物「正福寺地蔵堂」

茶もみなど、体験にも力を入れている
「清瀬市郷土博物館」

江戸時代初期から南沢氷川神社と多聞寺で
奉納されてきた「南沢獅子舞」

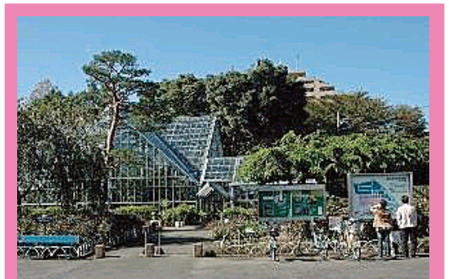

薬草教室も開催される「東京都薬用植物園」

東京の稲荷信者が京都の伏見稲荷の
分霊を還して創建した「東伏見稲荷神社」

アイスホッケー観戦も一般滑走も楽しめる
「ダイドードリンコアイスアリーナ」

日本唯一の自由に下水道に入れるテーマパーク
「ふれあい下水道館」

日本近代彫刻界の巨匠、平櫛田中の終えんの館を保存し、
作品を展示する「平櫛田中彫刻美術館」

江戸・明治期の建物を移築・復元している
「小平ふるさと村」

世界最大級のプラネタリウムがある
「多摩六都科学館」（構成5市で共同運営）

国史跡に指定された、縄文時代中期の
環状集落「下野谷遺跡」

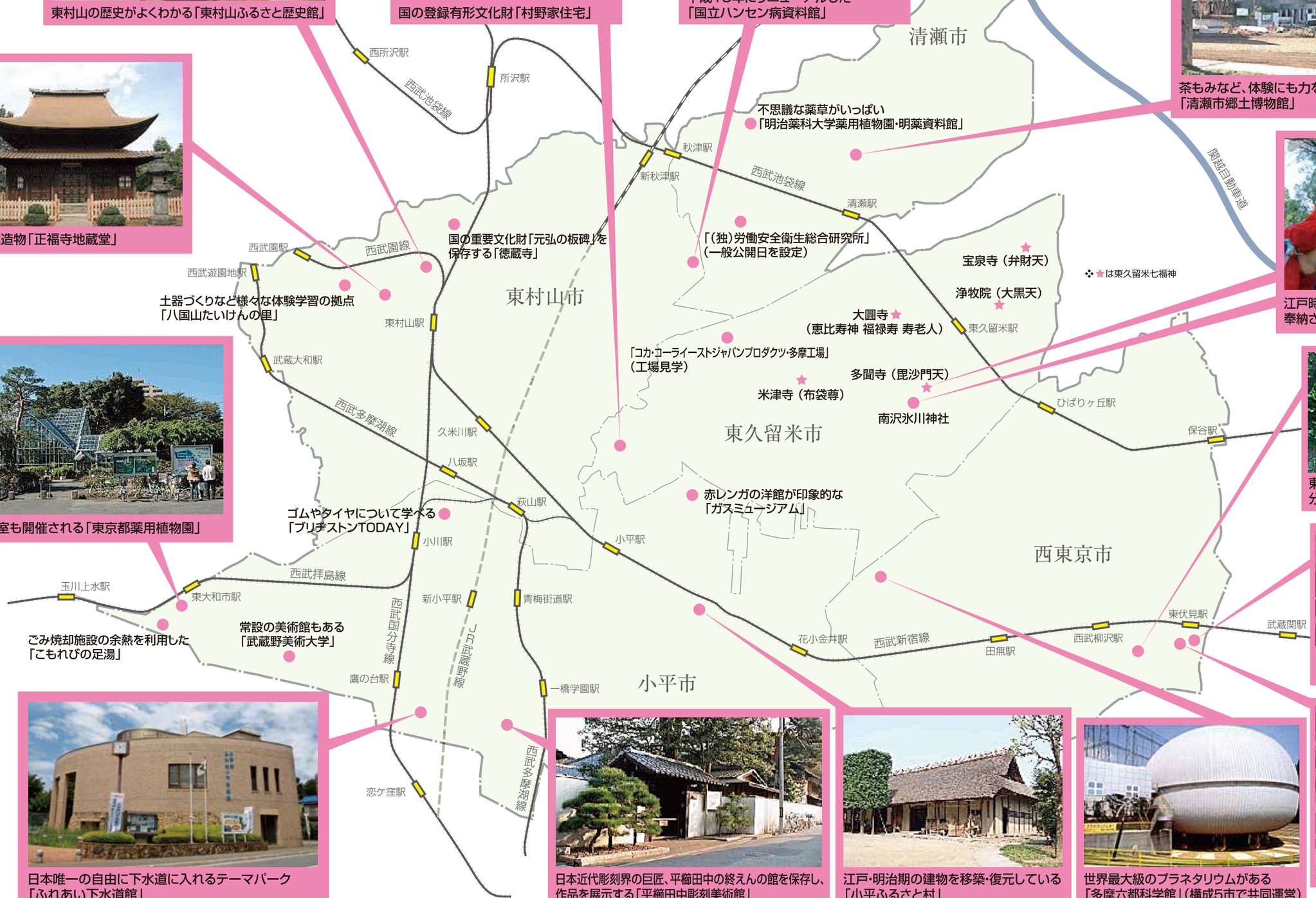

アクション7　地方分権に向けての５市の連携推進

【現状と課題】

○　本圏域の広域行政は、昭和50年代以降、多摩北部都市広域行政圏協議会により多摩六都科学館の設置、公共施設（市立図書館、管外宿泊施設及び屋内スポーツ施設）の相互利用、多摩六都フェアなどの文化、スポーツ共同事業などを実現してきました。情報通信分野では、多摩六都の魅力を情報発信する広域行政圏ポータルサイト※「たまろくナビ」の開設（平成15年３月～）、マイクロソフト社「Office」のガバメントオープンライセンス※共同調達（平成20年10月～平成25年11月）などを実現しました。

※ポータルサイト：ポータルとは入口の意味。サイトは、インターネット上で情報提供を行うホームページやその集合体のこと。ポータルサイトは、1つの事柄について複数のサイトを探し出し、閲覧したいというニーズに対し、リンク集などのサービスを提供する。

※ガバメントオープンライセンス：マイクロソフト社のソフトウェアの販売方式の1つ。公共機関のユーザー向けに、1つのソフトウェア製品に複数の利用権（ライセンス）をまとめて割引価格で提供する。マイクロソフト社の新ライセンスプログラム開始に伴い、平成25年8月より、東京都取りまとめによる地域ＧＳＬＰへと引き継がれ、より広域・有利な内容へと発展し、同年11月をもって調達終了となった。

○　単独市で行うより広域で行った方が高い事業効果が見込まれるこれらの取り組みを構成５市の連携・協調のもと、引き続き推進していくことが求められます。

○　自らの住む地域のことは自らの責任で決定できる、活気に満ちた地域社会をつくっていくために、住民に身近な事務事業はできる限り基礎自治体である市町村が担う「地方分権改革」が進められています。国による義務付け・枠付けは大幅に見直されるとともに、多くの事務権限の移譲が想定されることから、各市町村では、広域連携により、基礎的自治体の事務遂行能力を強化していくことが求められます。

めざすべき方向性

○新たな行政需要への対応

増大・多様化する行政需要に対応していく方策として、広域連携の強化に努めます。

○地方分権改革への対応

地方分権改革において広域的な対応が必要な場合は、広域行政を事務の受け皿の単位として検討していきます。

○「連携協約」制度への対応

平成26年5月の地方自治法の改正により、新たな広域連携の取り組みを推進するための「連携協約」制度が創設されました。それにより、普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針と役割分担を定める連携協約を締結できることとなり、広域連携モデル構築事業も全国的に開始されました。

こうした、地方自治における広域連携の要請を踏まえ、圏域各市における事務分担や連携の可能性を検討していきます。

事業展開

1 地方分権改革等を見据えた広域連携の研究

◆地方分権改革に対応するための広域連携の研究

地方分権改革は、「地方分権の推進に関する決議」から20年以上が経過し、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和（義務付け･枠付けの見直し）など、数多くの取り組みが進められてきました。

これにともない、各市の個別対応では非効率な事務、経験や知識など高度な専門性を必要とする事務、広域的な対応を求められる事務などについて、「連携協約」制度を活用する等広域連携のあり方の検討を構成5市で進めていきます。

◆公共施設マネジメントにおける広域的視野に立った活用検討

総務省策定の「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」において、各地方公共団体が公共施設等総合管理計画を策定するにあたっての留意事項として、「隣接する市町村との連携等広域的な視野をもった検討」を行うことが掲げられています。

これを踏まえ、各市がそれぞれに公共施設マネジメントを進める中で、必要に応じ意見交換、情報共有を図ります。

◆広域的防災体制の充実

東日本大震災の経験により、広域的災害を想定した体制整備が必要であることをわが国は痛感しました。多摩北部においても、立川断層帯地震や多摩直下地震の発生の折には、一帯に甚大な被害が生じるものと考えられ、各市は迅速かつ柔軟な対応が求められます。

今後、こうした事態を想定して、広域で対応するための体制整備について、以下の点において検討を行っていきます。

【避難】

現状において「震災時等の相互応援に関する協定」が多摩地域全市町村間で締結され、圏域内での広域避難については連携体制がとれる状況にありますが、平成25年に東京都において「帰宅困難者対策条例」が制定されるのに見られるように、帰宅困難者の受入れ等については、対応の難しさ、課題があるものと考えられます。

災害発生時に、受入れ先がない方や避難所ごとに、柔軟な受入れのできる広域的避難のあり方を検討していきます。

【備蓄用医薬品の共同購入】

広域災害時の医療においては、医療施設やスタッフだけでなく医薬品の確保も重要な課題になります。備蓄用医薬品を共同購入することにより各市個々のコスト削減が見込まれ、より広範にわたる傷病に対応できる医薬品購入が可能になるものと考えられるため、適切な備蓄のあり方について検討を行います。

2 事務処理の広域化の推進

◆情報システムの広域連携の検討

情報通信技術が急速に発達する中、情報通信面で広域連携を図る必要性が高まっていることから、クラウドコンピューティング※をはじめとする最新の情報通信技術の動向を踏まえ、各市でそれぞれ導入している情報システムや情報インフラについて、事務量や経費の効率化、住民サービスの向上の観点から、広域化の検討を進めます。

また、システムの導入だけでなく、事業者に対するシステム改善への共同提案など、運用面での連携を図ります。

※クラウドコンピューティング：パソコンで何らかの処理をする際、必要なサーバ機能やソフトウェア機能等をそのパソコン自身や関連づけている自身のパソコンネットワーク上に用意するのではなく、インターネットを介して、サーバ機能やソフトウェア機能等を有する会社などにその処理を依頼する形態。高度なコンピュータ処理を行うためにすべての機器を自前でそろえなくてよい、大量のコンピュータ処理を代行してもらえるといった利点がある。クラウドとは雲の意味で、本来、自分のパソコンで行っていたことが、インターネットの先で様々な機能を駆使して処理代行をしてくれる様が雲のイメージであることからそう呼ばれています。

◆市税等徴収における広域連携の検討

自主財源の安定確保と税の公平性確保に向けて、圏域各市が連携し、広域的な取り組みや共通する課題や対応策の検討を行います。

◆市民後見人の養成

近年「成年後見制度」の活用について、市民後見人の養成が急務とされており、区市町村においても養成講座の開催等、取り組みを進めていく必要があります。この動きを受け、圏域各市において事務分担や経費軽減を検討し、各市における市民後見人の確保を推進します。

◆多様性を認める多文化共生社会の実現に向けた広域での情報共有

少子高齢化に伴う国内労働人口の減少や、経済のグローバル化に伴う国内の雇用環境の変化等により、本圏域でも定住外国人の増加が見込まれます。一人ひとりの背景にある文化の違いを認め合い、だれもが安心して暮らせるまちづくりのため、広域での対応が有効と考えられる取組みについて、連携をとりながら情報共有を図ります。

目　標

少子高齢化が急速に進行する中、国における地方分権改革の議論が進み、各地域での自立的な行政運営の必要性はさらに高まっています。今後の行政のあり方を議論する中で、広域行政圏の視点は不可欠なものです。圏域の実情を的確にとらえた、地方分権改革への対応が重要です。

これらをふまえ、本アクションの目標を以下に定めます。

地方分権改革への的確な対応

参考資料

多摩北部都市広域行政圏協議会規約

第1章　総　則

（目　的）

第1条　この協議会は、多摩北部地域における広域行政の推進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

（名　称）

第2条　この協議会は、多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。

（協議会を設ける市）

第3条　協議会は、次に掲げる市（以下「関係市」という。）が、これを設ける。

(1) 小平市
(2) 東村山市
(3) 清瀬市
(4) 東久留米市
(5) 西東京市

（担任事務）

第4条　協議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 広域行政圏計画の策定に関すること。
(2) 広域行政圏計画の実施の連絡調整に関すること。
(3) 前２号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

（事務所）

第5条　協議会の事務所は、会長の属する市の事務所内に置く。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

第2章　組　織

（組　織）

第6条　協議会は、会長及び委員４人をもって組織する。

２　会長は、関係市の市長が協議して関係市の市長のうちから定める。

３　委員は、会長を除く関係市の市長をもって、これに充てる。

４　会長の任期は、２年とする。

５　会長及び委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第7条　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

（事務局及び職員）

第8条　協議会に事務局を置く。

２　事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員（以下「職員」という。）を置く。

３　職員は、関係市の市長の協議により、当該市の職員のうちから会長が選任する。

４　職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

第3章　会　議

（会　議）

第9条　協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第10条　協議会の会議は、会長がこれを招集する。

２　会長は、委員の半数以上の者から会議の開催の請求があるときは、これを招集しなければならない。

３　会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第11条　協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

２　会長は、協議会の会議の議長となる。

３　協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

（幹事会）

第12条　第４条に掲げる事務を処理するため、協議会に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って、会長が別に定める。

（審議会）

第13条　協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。

２　審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って、会長が別に定める。

第4章 財 務

（経費の支弁の方法）

第14条　協議会の事務に要する費用は、関係市が負担する。

2　前項の規定により関係市が負担すべき額は、協議会の会議において定める。

3　関係市は、前項の規定による負担金を年度開始後、直ちに協議会に納付しなければならない。

（歳入歳出予算）

第15条　協議会の予算は、前条第３項の規定により納付される負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2　会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3　協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

4　会長は、第２項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第16条　会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

2　前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第４項の規定を準用する。

（出納及び現金の保管）

第17条　協議会の出納は、会長が行う。

2　協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第18条　会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2　協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

（決算等）

第19条　会長は、毎会計年度終了後２箇月以内に協議会の決算を調製し、会長が協議会の会議に諮って指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2　前項の規定により決算が、協議会の会議の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係市長に送付しなければならない。

（その他の財務に関する事項）

第20条　この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

第5章 補 則

（事務処理状況の報告等）

第21条　協議会は、毎会計年度少なくとも１回以上、協議会の事務処理状況について記載した書類を関係市長に提出するものとする。

（費用弁償等）

第22条　会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2　前項の費用弁償等の額及び支給方法は、規程で定める。

（協議会解散の場合の措置）

第23条　協議会が解散した場合は、関係市がその協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（協議会の規程）

第24条　協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

（施行期日）

1　この規約は、昭和62年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第２項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1　この規約は、平成13年１月21日から施行する。

広域行政圏計画専門委員会設置要綱

（設置及び目的）

第１条　多摩北部都市広域行政圏計画を検討・草案策定するため、多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に広域行政圏計画専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　専門委員会の掌握事務は、次のとおりとする。

(1) 多摩北部都市広域行政圏計画の調査、検討及び草案策定に関すること

(2) その他関連事項に関する調査・研究に関すること

(3) 前２号に掲げるもののほか、幹事会からの指示事項に関すること

（構　成）

第３条　専門委員会は、協議会構成各市の市長が当該市の職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

２　専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は専門委員会を代表し、総務する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会　議）

第５条　会議の招集は、委員長が行う。

２　会議は、委員長が必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

（庶　務）

第６条　専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

（委　任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成21年８月17日から施行する。

第三次多摩北部都市広域行政圏計画

多摩六都広域連携プラン

平成２８年３月

発行:多摩北部都市広域行政圏協議会

多摩六都